

## 草津市ヤングケアラーヘルパー派遣事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるおむね18歳までのこども・若者（以下「児童」という。）がいる家庭に対し、ヘルパーを派遣し、家事、育児等に関する支援を行うことにより、児童およびその家庭の負担軽減を図ることを目的として、草津市ヤングケアラーヘルパー派遣事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、草津市とする。ただし、事業の一部を社会福祉法人その他事業目的の達成に資すると認める者（以下「委託事業者」という。）に委託して行うことができる。

### (事業の対象)

第3条 事業の対象は、市内に居住し、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている、または行っていると疑われると市が認める児童がいる家庭（以下「支援家庭」という。）とする。

### (事業の内容)

第4条 事業の内容は、支援家庭への家事および育児に関する援助（以下「サービス」という。）で、別表に掲げるものとする。

### (他制度の優先利用の原則)

第5条 介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等による訪問介護、居宅介護その他の公的サービス（以下「他制度」という。）と、事業による支援の内容が重複する場合は、他制度の利用を優先する。

### (事業の実施等)

第6条 市長は、支援家庭でヘルパー派遣が必要と認められた家庭（以下「派遣対象家庭」という。）に対して派遣を決定する。

2 前項の決定にあたっては、関係機関が協議するものとする。

3 第1項により派遣を決定したときは、派遣対象家庭からヘルパー派遣同意・誓約書（別記様式第1号。以下「同意・誓約書」という。）の提出を求めるものとする。

4 前項の同意・誓約書が提出されたときは、派遣対象家庭にヘルパー派遣（決定・変更・取消）通知書（別記様式第2号。以下「派遣決定通知書」という。）により派遣の決定を通知するものとする。

5 前項の派遣の決定について、内容を変更し、または決定を取り消す場合は、事前に電話等により連絡を行い、派遣決定通知書により通知するものとする。

### (サービスの制限)

第7条 サービスの制限については、次の各号に掲げるものとする。ただし、市長が必要と認めるときはこの限りでない。

(1) サービスを行う時間数は、1回のサービスにつき2時間以内とし、月8時間までとする。

(2) サービスの回数は、1日2回までとする。

(3) サービスの利用時間帯は、午前7時から午後7時までとする。

### (委託料)

第8条 市長は、委託によるヘルパーを派遣したときは、1時間当たり3,000円を当該委託事業者を支払うものとする。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、別に定める。

### 付 則

この要綱は、令和5年9月6日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

サービス区分	内容
1 家事に関するもの	ア 食事の準備、片付け イ 衣類の洗濯、補修 ウ 居室等の掃除、整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ 家事に関する簡易な相談助言 カ その他必要と認める家事援助 (庭木の手入れ、草むしりおよび屋外の清掃・整頓等を除く。)
2 育児に関するもの	ア 家庭の児童の世話 イ 育児に関する簡易な相談助言 ウ その他必要と認める育児援助
3 その他	その他必要な支援

別記

様式第1号（第6条第3項関係）

## ヘルパー派遣同意・誓約書

私は、家事および育児に関する援助を行うヘルパーの派遣について同意します。  
なお、派遣を受けるにあたっては、下記の事項に同意します。

- ・派遣の実施に必要な世帯の個人情報を草津市が派遣事業者およびヘルパーに対して、または派遣事業者およびヘルパーが草津市に対して提供すること
- ・派遣の決定にあたり、世帯の課税状況等について、関係機関に照会し、閲覧すること
- ・利用規約を遵守し、利用規約が守られない場合はヘルパーの派遣が取り消されること

特記事項

年 月 日

草津市長 宛

住所 草津市

氏名（申請者）

（児童名）

電話番号

FAX番号

## ヘルパー派遣事業利用規約

### 1. 目的

この規約は、ヘルパー派遣の実施について、本事業を利用する家庭（以下「利用者」という。）が遵守すべき必要事項を定める。

### 2. 派遣の内容

ヘルパー派遣事業者（以下「派遣事業者」という。）に依頼する内容は、家事および育児に関する援助（以下「サービス」という。）で、市が決定した内容のみとする。

### 3. サービス利用に関するもの

- (1) サービスを行う時間数は、市が決定した範囲内とする。
- (2) 利用者は、事前に派遣事業者と日程および時間の調整を行うものとする。
- (3) サービスの利用日は、原則平日とし、12月29日から翌年の1月3日までの間はサービスの利用はできない。
- (4) サービスの利用時間帯は、原則午前7時から午後7時までの間とする。
- (5) 利用者は居宅においてサービスを利用する間のヘルパーの駐車場を確保すること。
- (6) 移動を伴うサービスについて、原則、徒歩または公共交通機関を利用するものとし、その際のヘルパーにかかる交通費については利用者が負担するものとする。
- (7) 児童のみが在宅する時間にサービス利用が必要な場合は、児童と同居する児童の養育者は、別途養育者不在時のサービス利用にかかる同意書の提出を必要とする。

### 4. 利用の中止、変更等

- (1) 利用者の都合により、サービスをキャンセルする場合は事前に、派遣事業者へ連絡をするものとする。
- (2) 利用者および子どもの体調不良等やむをえない事由がある場合を除き、当日キャンセルが発生した場合は以降のサービスを中止する場合がある。
- (3) 利用者は、支援の内容やヘルパーに関して変更を求める場合は、市に申し出ることができる。
- (4) 利用者の故意または重大な過失により、派遣事業者もしくはヘルパーの生命・身体・金品・信用を傷つけることなどにより、サービスが継続しがたい事情が発生した場合はサービスを中止する場合がある。

※ 「平日」とは、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。

発 第 号  
年 月 日

様

草津市長

ヘルパー派遣（ 決定 ・ 変更 ・ 取消 ） 通知書

ヘルパーの派遣について、次のとおり通知します。

1 派遣事業者

所在地	〒		
名 称	(フリガナ)		
連絡先	電話	F A X	担当

2 派遣サービスの内容

区分	家事に関するもの	育児に関するもの
サービスの 内容 (変更後を含む)	ア 食事の準備、片付け イ 衣類の洗濯、補修 ウ 居室等の掃除、整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ 家事に関する簡易な相談助言 カ その他必要と認める家事援助 (庭木の手入れ、草むしりおよび屋 外の清掃・整頓等を除く。)	ア 家庭の児童の世話 イ 育児に関する簡易な相談助言 ウ その他必要と認める育児援助
	(その他)	
決定の有効期間		
特記事項		
取消の場合の 理由		

<注意事項> サービスの実施日時について、派遣事業者と調整してください。

草津市	担当：	電話	—	F A X	—
-----	-----	----	---	-------	---